

政令番号66 1,2-エポキシブタン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	1.8E+1			18.0				18.0
4	宮城県								
5	秋田県	3.0E+1			30.0		2.0E+0	2.0	32.0
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.9E+0			2.9		2.5E+0	2.5	5.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	2.2E+0			2.2		1.5E+0	1.5	3.7
13	東京都								
14	神奈川県	2.3E+1			23.0				23.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県	3.0E-1			0.3				0.3
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	8.9E+2			894.0		1.2E+2	120.0	1,014.0
23	愛知県	3.9E+2			390.0				390.0
24	三重県	1.3E+1			13.0				13.0
25	滋賀県								
26	京都府	1.4E+1			14.0				14.0
27	大阪府	6.6E+2			660.0		6.0E+2	600.0	1,260.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	4.8E+0			4.8				4.8
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.1E+3			2,052.2		7.3E+2	726.0	2,778.2

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。